

関西文化学術研究都市建設促進法（昭和62年6月9日法律第72号）

最終改正：平成18年6月2日法律第50号

（目的）

第1条 この法律は、関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もって我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律で「関西文化学術研究都市」とは、京田辺市、京都府相楽郡木津町、同府同郡精華町、枚方市、四條畷市、交野市、奈良市及び生駒市の区域のうち国土交通大臣が定める区域を地域とし、当該地域に文化学術研究施設、文化学術研究交流施設、公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設を一体的に整備することを目的として建設する都市をいう。

2 この法律で「文化学術研究地区」とは、関西文化学術研究都市の地域のうち、文化学術研究施設又は文化学術研究交流施設を整備し、及び公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設を整備すべき地区であって、第五条第一項の建設計画においてその区域が定められるものをいう。

3 この法律で「周辺地区」とは、関西文化学術研究都市の地域のうち、文化学術研究地区の区域以外の地域であって、文化学術研究地区の整備に関連して、必要な施設を整備し、及び環境を保全すべき地区をいう。

4 この法律で「文化学術研究施設」とは、主として文化の発展、学術の振興又は研究開発を目的とする施設であって、文化学術研究地区において整備されるものをいう。

5 この法律で「文化学術研究交流施設」とは、文化の発展、学術の振興並びに研究開発に係る交流及び共同研究を推進するための施設であって、次の各号に掲げる要件に該当するものをいう。

一 次条第一項の基本方針において、関西文化学術研究都市を通じ、一の文化学術研究地区において、かつ、一を限り、整備すべきものと定められるものであること。

二 当該施設の設置及び運営を行うことを目的とする株式会社であって、次条第一項の基本方針に従い、国土交通大臣が、一を限り、指定するものにより整備されるものであること。

6 この法律で「公共施設」とは、道路、公園、緑地、水道、下水道、ごみ処理施設、河川及び砂防設備をいう。

7 この法律で「公益的施設」とは、学校、保育所、病院その他の施設で、関西文化学術研究都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。

（基本方針の決定及び変更）

第3条 国土交通大臣は、関係府県知事の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を決定しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係府県知事から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

2 国土交通大臣は、基本方針を決定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係府県知事に通知しなければならない。

3 前二項の規定は、基本方針を変更する場合について準用する。

(基本方針の内容)

第4条 基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 関西文化学術研究都市の建設の目標
- 二 関西文化学術研究都市の建設における学術、産業及び行政の各分野の協力の方針
- 三 関西文化学術研究都市の地域内の人口の規模及び配分並びに土地の利用に関する基本的事項
- 四 関西文化学術研究都市の地域内の文化学術研究地区の配置及び整備の方針
- 五 関西文化学術研究都市において整備されるべき文化学術研究施設の類型その他文化学術研究施設の整備に関する基本的事項
- 六 関西文化学術研究都市の中心となるべき文化学術研究地区において整備されるべき文化学術研究交流施設の整備に関する基本的事項
- 七 周辺地区の整備及び保全に関する基本的事項
- 八 公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する基本的事項
- 九 その他関西文化学術研究都市の建設に関する基本的事項

(建設計画の作成等)

第5条 関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町長、独立行政法人都市再生機構及び財団法人関西文化学術研究都市推進機構（昭和61年6月19日に財団法人関西文化学術研究都市推進機構という名称で設立された法人をいう。）の意見を聴いて、当該府県の区域内の関西文化学術研究都市の地域について、関西文化学術研究都市の建設に関する計画（以下「建設計画」という。）を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 国土交通大臣は、建設計画に同意しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 関係府県知事は、建設計画の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、建設計画を変更する場合について準用する。

(建設計画の内容)

第6条 建設計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 文化学術研究地区の名称及び区域
 - 二 各文化学術研究地区の区域内の人口の規模及び土地の利用に関する事項
 - 三 各文化学術研究地区において整備されるべき文化学術研究施設の種別その他文化学術研究施設の整備に関する事項
 - 四 文化学術研究交流施設を整備すべき文化学術研究地区にあつては、その施設の具備すべき機能その他文化学術研究交流施設の整備に関する事項
 - 五 周辺地区の整備及び保全に関する事項
 - 六 公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する事項
 - 七 その他関西文化学術研究都市の建設に関する事項
- 2 建設計画は、近畿圏整備計画と調和したものでなければならない。

(施設の整備)

第7条 国及び地方公共団体は、第5条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の同意を得た建設計画（以下「同意建設計画」という。）の達成に資するため、関西文化学術研究都市の建設に必要な施設の整備に努めなければならない。

(資金の確保等)

第8条 国は、関西文化学術研究都市の建設に資するため必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第 9 条 地方公共団体が同意建設計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(税制上の措置)

第 10 条 国は、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の定めるところにより、関西文化学術研究都市の建設に必要な措置を講ずるものとする。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第 11 条 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 2 項の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、文化学術研究地区内において文化学術研究施設のうち総務省令で定める施設を同意建設計画に従って新設し、又は増設した者について、当該文化学術研究施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該文化学術研究施設の用に供する償却資産若しくは家屋若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降 3 箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(農地法等の許可)

第 12 条 国の行政機関の長又は関係府県知事は、文化学術研究地区内の土地を同意建設計画で定める用途に供するため農地法（昭和 27 年法律第 229 号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、関西文化学術研究都市の建設が促進されるよう配慮するものとする。